

令和6年度越境EC参入支援事業業務委託 公募要領

1 趣旨・目的

コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引（越境EC）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も引き続き高い。その一方で、多くの企業は、優れた技術・商品を持ちながらも、海外消費者への訴求の難しさや専門知識の不足などの課題を抱えている。

そこで、県内企業において越境ECを活用した海外への販路拡大をさらに進めるべく、意欲のある企業を対象に海外輸出セミナーや専門家によるコンサルティングを実施し、課題把握や販促戦略策定の支援を行うことで、越境ECを活用した本格販売につなげることを目的として「令和6年度越境EC参入支援事業業務委託」を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名称 令和6年度越境EC参入支援事業業務委託

(2) 業務内容等 委託仕様書のとおり

(3) 事業期間 契約締結日（令和6年6月を予定）から令和7年3月21日まで

(4) 事業費の上限額 3,410,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※この事業費の上限は、本公募における企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算してください。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積を依頼します。

(5) 出品事業者負担金

本事業に出品する事業者は、1者あたり100,000円を負担する。

※公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（以下「当センター」という。）が出品事業者より徴収することとする。

3 契約の方法等

当センターが企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

4 応募資格

次の条件のすべてを満たしていることとします。

(1) 日本国内に営業所または、事業所を有していること。

(2) インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(6) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。

(9) 過去2年間に当センターまたは県等の地方公共団体、商工会議所等の経済団体、公益社団法人等の非営利法人から同種または類似業務の受注の経験があること。

(10) 委託内容を確実に履行できるものであること。

5 提出書類（手続き等）

公募型企画提案（プロポーザル）に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

(1) 参加申込の提出書類

① 参加申込書（様式1）1部

② 事業者の概要（様式1-①）1部

※事業者の概要が記載されたパンフレット等があれば、別途提出してください。

③ 暴力団排除に関する誓約書（様式2）1部

(2) 企画提案の提出書類

① 企画提案書（表紙）（様式3）6部

② 企画提案書（本体）（様式任意）6部 次に示す項目について、具体的に記載すること。

（仕様書及び別紙審査基準の項目をふまえて記載すること。）

1. 業務遂行能力

・事業の実施方針(事業の全体像、概要について)

・事業の実施体制について

ア 業務の実施スケジュール(業務の全工程を記載)

イ 業務の実施体制(業務責任者、業務担当者、それぞれの担当業務、連携体制等を記載)

・過去3年間ににおける本事業と同様の事業または類似の事業に係る業務受託実績と契約相手方、その受託業務の概要

※契約書及び仕様書の写し等業務実績が確認できる書類を別途1部提出してください。

2. 企画提案の内容

・海外の越境ECサイトでの県産品販売及び販売管理

ア 出品対象

※出品可能な商品群を記載してください。

イ 販売方法

※出品予定の越境ECサイトの名称とその選定理由が分かるよう記載してください。

ウ 販売管理方法

※受注管理及び配送方法、販売事故に関わる対応等が分かるよう記載してください。

・出品事業者の募集・選定

ア 出品事業者の募集方法

※出品事業者を募集する際、出品事業者に対して、事業者選定後の参加取消、出品事業者負担金100,000円は返金できないことを案内してください。

イ 出品事業者の選定方法の案、評価の考え方

・出品事業者支援（海外輸出セミナーの開催・個別相談の実施、輸出に関する手続き等）

ア 輸出初心者に向けた海外輸出セミナーの開催内容

※目的やテーマ、想定される講師、実施方法、分析内容、得られる効果が分かるよう記載してください。

イ 個別相談の実施内容

※想定される相談及びそれに対する回答の具体例を記載してください。

ウ 出品に向けた輸出手続き（出品商品の登録、ラベルの作成 等）

・販促戦略策定のコンサルティングの実施

1回目の販売結果を基にした販促戦略コンサルティングの内容

※目的やテーマ、想定される講師、実施方法、分析内容、得られる効果が分かるよう記載してください。

・販売促進に繋がるプロモーションの実施及びデータ分析等のフィードバック

ア 販売促進に繋がるプロモーション

イ 今後の輸出展開に繋げるための本事業のデータ分析及びフィードバック

※目的やテーマ、想定される講師、実施方法、分析内容、フィードバックの具体例、

得られる効果が分かるよう記載してください。

3. 見積書

事業に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。ただし、当該事業費は2(4)に記載する委託上限額を超えない金額とすること。

※内訳の単位は一式とすることなく、支出項目ごとに根拠(単価×日数等)を示してください。

6 公募型企画提案(プロポーザル)に係る説明会

実施しません。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

提出書類	提出期限 (17時必着)
参加申込書、事業者の概要	5月22日
企画提案書、見積書	5月29日

(2) 提出方法

郵送(配達を証明できる方法によること。)または持参による。

(3) 提出先

〒630-8031 奈良市柏木町129番地1 奈良県産業振興総合センター3階

TEL 0742-36-8312

FAX 0742-36-4010

公益財団法人奈良県地域産業振興センター

事業化推進課

8 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年5月14日 午後5時まで

(2) 質問方法

様式4の質問票を使用し、7(3)の提出先にFAXにより提出してください。

なお、質問票を送信される際には、到着確認のため必ず電話連絡をしてください。

受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

(3) 質問に対する回答

令和6年5月17日午後3時以降に「公益財団法人奈良県地域産業振興センターホームページ」上にて回答を掲載します。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しません。

9 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 委託先の選定

「公募型企画提案(プロポーザル)選定審査会(プレゼンテーション)」を開催し、評価点方式により順位付けを行い、企画提案内容が優れている最優秀提案者を1事業者選定します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※提案者が複数ある場合は、審査委員の合計得点を集計し、平均点が6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定します。

ただし、審査の結果、全審査委員の評価において、評価項目で妥当とする基準(10点満点の項目で6点、15点満点の項目で9点、20点満点の項目で12点)未満の採点があったものについては、必要に応じ委員会で審議のうえ、採択の候補とするかどうか決定します。

※提案者が1者の場合、全委員の評価点数の合計の平均点が6割以上(60点以上)あり、かつ、全委員の評価において、原則としてすべての評価項目で妥当とする基準以上の評価を得たものを受託者

として特定することとします。

(2) 評価項目等

令和6年度越境EC参入支援事業業務委託事業者選定に係る審査基準に基づき評価を行います。

(3) プレゼンテーション

開催日時：令和6年6月3日(予定)

詳細については参加申込書等の提出後、改めて通知します。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに各提案者あて書面で通知します。

10 業務委託契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を契約候補者として特定した後、速やかに委託業務内容等について打ち合わせを行い、契約内容等の確認をし、業務委託契約を速やかに締結します。当センターが指示する資料がある場合は速やかに提出してください。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することとします。審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがあります。

なお、契約候補者として特定された事業者の理由のない契約手続きの遅延に対しては、特定の取り消しをすることとします。取り消しになった場合は、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続きを行う場合があります。

11 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、当センターがこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 実施要領の承諾

この企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しません。

(4) 提案書類の追加、修正等

提出された提案書類の差し替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(5) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(6) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③この企画提案に対して、複数の提案をしたとき

④提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき

⑤提出のあった提案書等において、契約上限額を超える見積を提案したとき

⑥見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

⑦その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(7) 参加資格の喪失

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

(8) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに当センターまで連絡するとともに、書面(様式5)により届けてください。

(9) 再委託の可否

①受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。

②①により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

③再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

13 その他

(1) 受託者はこの仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、当センターと協議して実施することができるものとします。

(2) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、当センターの指示により変更、修正を求められる場合があります。